

## 審 議 結 果

会 議 名	第1回川口市協働推進委員会
開 催 日 時	令和5年11月14日（火） 10時から
開 催 場 所	川口市役所第一本庁舎 市議会第1委員会室
出 席 者 (会長に◎、副会長に○)	◎小野寺委員長、○中本副委員長、松川委員、山戸委員 庵地委員、小宮委員、岩崎委員、下重委員、高山委員 山中委員、石塚委員、荻野委員 市民生活部：石坂部長 協働推進課：堀江課長 協働推進課：大崎係長、坂田主査、加藤主任、石井主事
議 題	1 開 会 2 委嘱書交付式 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 正副委員長の選任（互選）について 6 諮問について 7 議 事 （1）報告事項 ア 川口市における協働の現状について （2）その他 8 閉 会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名

<p>会 議 資 料</p>	<p>資 料 No.1 川口市協働推進委員会委員名簿          資 料 No.2 諮問書（写）「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて（諮問）」          資 料 No.3 川口市における協働の現状について          参考資料No.1 通称まちはみんなでつくるもの条例（緑リーフレット）          参考資料No.2 川口市協働推進条例（通称まちはみんなでつくるもの条例）の手引き          参考資料No.3 川口市協働推進委員会規則          別 紙 No.1 今後の審議の進め方について</p>
<p>審 議 経 過</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>そ の 他</p>	<p>—</p>

## 審 議 経 過

### 1 開会

### 2 委嘱書交付式

- ・奥ノ木市長より各委員に委嘱書を交付した。

### 3 市長あいさつ

- ・奥ノ木市長より挨拶を行った。

### 4 自己紹介

- ・事務局より、配布資料（机上配布）について説明した。
- ・各委員自己紹介
- ・事務局自己紹介

### 5 正副委員長の選任（互選）について

#### ○事務局

川口市協働推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長を委員の互選により選任するため、委員長、副委員長ともに1名の選出をお願いします。まず、委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

#### ○委員

前任で副委員長だった小野寺委員を委員長に推薦する。

#### ○事務局

ただいま、小野寺委員を委員長にとの声があったが、委員長に小野寺委員を選任することとしてよいか。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

次に副委員長を選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員長

中本委員を推薦する。

○事務局

ただいま、中本委員を副委員長にとの声があったが、副委員長に中本委員を選任することとしてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

それでは、小野寺委員長、中本副委員長に一言ずつご挨拶をお願いします。

(小野寺委員長、中本副委員長挨拶)

これ以降の議事の進行については、川口市協働推進委員会規則第3条第1項の規定により、議長として議事の進行を小野寺委員長にお願いします。

なお、事務局より出席委員数が委員定数の過半数に達しており、川口市協働推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立していることを報告する。

○議長

規定により議長を務める。委員の慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行への協力をお願いします。

- ・ 議長が会議録署名人を確認した。
- ・ 議長が事務局に会議の傍聴希望者がいないことを確認した。

## 6 諮問について

### ○議長

では、ここで「次第6 諮問について」事務局に説明を求める。

### ○事務局

まず、本委員会の目指す所について、諮問を踏まえ、説明する。

資料2をご覧ください。

市長からの諮問は、令和5年11月1日付、「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて」となっている。

これまで、本委員会では、市長の諮問を受け、協働を推進するための環境づくりや啓発、場づくり等、様々な議論をいただいた。いただいたご意見は、答申としてまとめられ、市長に報告し、本市の施策に反映してきている。

さらに協働を推進するためには、協働に関する定義をより明確にし、ルールを市民や職員に広く周知する必要があるため、今回の諮問では、「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて」とし、市として具体的にどのような取り組みが考えられるのか議論を進めて頂きたいとの内容となっている。

今後の当委員会の流れとしては、本日、この後、「次第7 議事(1) 報告事項」において、本市の協働の現状を説明させて頂き、次回以降の委員会では、本市の取り組みを踏まえ、年に1～2回程度、議論を重ねて頂く予定である。

どのような手法で施策を展開することが、効率的で効果的か、課題やその課題を解決するためにどのような仕組みを整えていくべきなのか、といった具体的な議論を深めて頂き、最終的には、2年の任期内に答申として、ご意見をまとめていただきたい。

事務局からの説明は以上となる。

### ○議長

概要としては、今回はこれからの審議をどのように進めるかという話である。

具体的な審議は次回以降となるので、説明内容が不明の場合には質問をしていただきたい。

今の説明について、意見等はあるか。

(「異議なし」との声あり)

## 7 議事(1) 報告事項 ア 川口市における協働の現状について

○事務局

(資料3の1 ページ上段)

川口市協働推進条例について説明する前に、川口市自治基本条例との関連について説明する。川口市自治基本条例では、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを自治としており、その自治を実現するために、市と市民は協働することができる」と規定している。また第5条第3項で、協働を推進するために必要な事項は別に条例で定めるとある。

川口市協働推進条例の第1条で、この条例は、川口市自治基本条例第5条第3項の規定に基づき、協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする」とあるように、本条例は、川口市自治基本条例に基づいて定めるものであることを明記し、本条例の目的を明らかにしている。

川口市協働推進条例第2条で協働の定義を、市民等が川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力を共に出し合う行為および活動を言う」と定めている。

(1 ページ下段)

この川口市協働推進条例は、平成24年4月1日に施行された。

多様な協働の担い手が知恵と力を共に出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めたものである。

条文の主な内容を確認すると、本条例の目的は、自治を実現することであり、そのために協働の基本理念と協働を推進するための原則の他、市民等お

よび市の役割を定めている。基本理念は、協働に対する姿勢や考え方を規定しており、協働の担い手同士が互いの違いを認め合い、多様で開かれた繋がりを創造すること、そしてそれぞれの強みを活かし、人、地域および社会を成長させ、次世代に繋げていくことであると定めている。

協働の原則は、基本理念を達成するため、それぞれが理解すべき根本的なことを規定しており、協働する際には、互いの自主性を尊重し、理解し合い、協働の社会性を高めるよう努めること。また協働を進めていく上では、互いの情報を共有し、双方向に発信し、その活用に努めるものとする定めている。

#### (2 ページ上段)

その他として、市民等の役割、市の役割、協働の人作り、協働の提案、地域における協働の仕組みづくり、協働を推進する体制の整備などを定めている。

次に、本条例の主な特徴について。1つ目は、本市の条例は、「まちはみんなで作るもの条例」という通称名がある。これは条例策定当時、策定委員会において条例の議論が重ねられ、当時の委員の皆さんの思いが込められたものである。2つ目は、他市では手続きを定めた条例もあるが、本条例は理念条例である。3つ目は、市と市民との協働において、市民等には、市民、地縁団体、市民団体が含まれており、地縁団体の中には、町会や自治会の他、マンション管理組合も協働の担い手として想定したものである。また、市民団体の中には社会貢献団体のみならず、趣味やスポーツなどの生涯学習分野の団体も含まれている。最後に4つ目は、協働といえば、行政と市民等が協力関係を結ぶことだが、条例の中では、市民同士が行う活動も協働の基盤とし、共助の考えが記載されている。

参考資料1と参考資料2に、条例や条文解説について記載しているため、後ほど確認してほしい。

#### (2 ページ下段)

本市では、川口市自治基本条例を尊重し、行政運営の総合的な指針となる最上位計画として、第5次川口市総合計画が定められている。

この計画では、3つの基本理念を定めている。一つは、市民とつくるまちづくり。

これは、まちはそこで暮らし、活動する市民のものであり、市民と行政は互いの役割を明確にし、相乗効果が得られるよう、それぞれの得意分野を活かし、協働しながらまちづくりを進めることとしている。

次に多様な主体の共生共栄である。

これは、市民や地縁団体、市民団体、事業者など多様な主体がお互いを尊重し、共生できる環境を作ることで、各主体が持つ魅力や個性を生かすことを目指している。

最後に、多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実である。

これは社会情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観が変化していく中、市民ニーズが多様化、複雑化している現状を踏まえ、そのニーズを的確に把握し、市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまち作りを行っていくことを目指している。

そしてこの理念を実現するための将来都市像を、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」と定め、この都市像を実現するにあたり、六つの目指す姿を定めている。

次に目指す姿の6番目の「市民・行政が協働する自律的で推進力のあるまち」について説明する。

### (3 ページ上段)

目指す姿6「市民・行政が協働する自律的で推進力のあるまち」の実現にあたり、施策1として、「市民が元気に活動するための環境づくり」と定めており、その中で具体的に協働を推進する施策について触れている。

その基本方針では、市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域に還元できるような環境作りを進め、市民の手で地域全体が元気に



なるようなまちを目指すことを掲げている。

その実現のために、本市では日本一のボランティアのまちを目指し、かわぐち市民パートナーステーションや盛人大学の設置、川口市民ボランティアの日の制定など、市民活動の推進に努めてきた。

その背景には、市民ニーズが多様化、複雑化し、個別で柔軟な行政サービスが求められる中、公平性や平等性を重視する行政だけでは、その実現が難しいことがあげられる。次に今まで実施してきた協働に関する具体的施策を説明する。

#### (3 ページ下段)

具体的な施策としては、広く市民の方に対し、ボランティアへの理解や関心を深めることを目的としたボランティア見本市の開催、市民の自発的な活動を促す支援として、地域課題の解決と市民活動団体の育成を目的とした、市民活動助成事業や市民活動に必要な情報提供を行うボランティア広場、次代を担う青少年ボランティアの育成を目的とした青少年ボランティア育成事業、50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的とした盛人大学事業がある。

#### (4 ページ上段)

続いて本委員会の今までの審議の経過について。

今までに、本委員会は市長から4回諮問を受け、その都度委員会で議論し、市長に4回答申をした。

平成25年7月には、川口市における協働の総合的な推進について諮問され、協働の総合的な進め方について議論をした。答申として、1 市民同士および市民と市が協働することができる環境作りを行うこと、2 協働推進条例について、市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進することについて答申がなされた。この諮問には継続審議があり、かわぐち市民パートナーステーション分室、分室

とは、旧並木公民館で主に盛人大学を開講していた施設のことだが、この分室について、条例上で位置づけることが審議された。分室については、平成28年に条例設置をしたが、建物の除却に伴い、令和3年3月31日付で廃止した。

なお、盛人大学事業はかわぐち市民パートナーステーションで引き続き実施している。

次に平成28年10月には、新たな諮問として、盛人大学学旨の改正が審議された。「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」と、答申をいただいた。設立当初の目的であった50歳以上を意味する盛人の社会貢献を明確にすることと、総合計画の将来都市像を踏まえたものとして、新たな学習の提案がなされた。

#### (4 ページ下段)

平成29年11月には、本市における協働の環境作りと啓発についてが諮問され、協働推進条例の制定から5年が経過し、さらなる協働の推進が必要との観点から、協働の環境作りと啓発について審議された。

答申として、1 協働の啓発育成に、2 情報発信、3 協働の場作り、4 協働しやすい制度体制、5 協働の推進にあたってとして、協働を推進する上で、要点を5つにまとめた答申をいただいた。

令和2年1月には、本市における協働の推進に関する施策についてが諮問され、次期委員会議論を引き継ぎ、3 協働の場作り、5 協働の推進にあたってについて、具体的に審議された。

答申として、1 点から線へ繋ぐ、さらには円へ広がる仕組みづくり、2 多様な主体の意見を反映させる仕組みづくり、3 新たな手法の研究および導入の3つの項目について答申をいただいた。

#### (5 ページ上段)

次に、協働が必要である背景や課題とその効果について説明する。まず背

景と課題については5つある。

1つ目は社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化、多様化があげられる。資料には、主な社会環境の変化を記載させていただいたが、これらの変化が複雑に絡み、住民ニーズは多様化している。

2つ目は、地域課題や住民ニーズの複雑化、多様化に対応する行政ニーズの多様化である。行政は安定的に公平で均一なサービスを提供するという原則がある一方で、多様なニーズに、行政のみで応えるためには、新たな財政措置が必要となる。多様化した住民ニーズに応じた個別的で柔軟な対応は、行政のみでは難しいため、これらのニーズを独自に、または行政等と協働して解決する公共の担い手が注目されるようになった。

3つ目として、専門分野を持つNPO団体などの市民活動の活性化である。本市では、県認証のNPO法人の登録が令和5年3月末で151団体あり、様々な活動をしている。なお、同時期の埼玉県全体では2,147団体、全国では50,353団体である。また同時期のかわぐち市民パートナーズステーションには、NPO法人や法人格のない任意団体も含め226団体の登録があり、それぞれが様々な活動をしている。

4つ目は、地域コミュニティの希薄化である。従来、町会や自治会が持っていた教育、防災、福祉などの機能が低下しており、国などでも、地域コミュニティ政策を打ち出している現状がある。

そのような状況下において、五つ目として、協働や共助社会の大切さについて、市民の方々の理解を深めることの重要性がある。例えば、介護が必要な状態になっても、地域で支え合いの仕組みをつくる地域包括ケアシステムの構築や災害時の救助活動などは、まさに協働や共助社会なくしては成り立たない。

本市において、誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためにも、協働への理解を深めていくことが重要となっていると思われる。

次に協働の効果だが、地域や専門分野などの細かいニーズへの対応ができる、それぞれが持つ得意分野のノウハウを利用して適切迅速に対応ができる

行政における財政基盤の安定化への寄与、市民等と行政の目的が共有され、効率的で効果的なまちづくりが推進されるなどの効果が期待される。

(5 ページ下段)

ここまでの背景・現状を踏まえ、本市における協働の関連政策について説明する。

1 つ目は青少年ボランティア育成事業。こちらは、川口市社会福祉協議会との協働事業で、小学生から概ね25歳までの青少年を対象に、ボランティアに参加する機会や関心を高めるための事業である。

具体的には、小学生を対象に、土曜日に開催している手話、展示、車いす体験などができるこどもフリーさろん、夏休み期間に古切手の整理や盲導犬体験などができる夏休みこどもボランティアさろん、同じく夏休みに中学生以上で、おおむね25歳までの青少年を対象とした福祉施設や市民団体の事業に参加し、ボランティア体験ができる青少年ボランティアスクールなどの事業がある。

(6 ページ上段)

助成金事業は2つあり、市民活動助成金と協働推進事業助成金。

市民活動助成金は、市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、かわぐち市民パートナーステーション登録団体から事業を募り、地域の課題に対し自主的に取り組む事業に対し助成をしている。

協働推進事業助成金は、行政が取り組む課題を解決するために、行政と協働して事業を行う団体などに助成をしている。

3 つ目は、ボランティア見本市とボランティア広場。

ボランティア見本市は、かわぐち市民パートナーステーションに登録している団体の活性化や市民の方々の社会貢献に関する関心を高めることを目的とし、10月第3日曜日に制定している川口市民ボランティアの日の気運を醸

成するため、例年10月に開催し、各団体の事業紹介や団体間の交流を促す事業となっている。

またボランティア広場は年約3回、市民活動に役立つ講座を開催し、情報提供と、団体同士の交流を通して、市民活動の活性化を目的とした事業である。

#### (6 ページ下段)

4つ目、本市では、川口市協働推進員として、市職員が団体の活動現場を訪れ、交流を図り、団体からの相談に応じるなどの支援をしている。

主なものを掲載しているが、ヒト、モノ、カネのマッチングなど多岐にわたる。

最後に5つ目として、盛人大学事業。50歳以上の方を、成熟した盛人なる人という意味合いで、「盛人」とし、その盛人の方々の交流と地域参加の機会を提供すること、卒業後は社会貢献活動を行い、地域で活躍していただく人材を育てることを目的に開講している。多くの卒業生が、新たな団体の立ち上げや既存の団体に参加するなど、社会貢献活動を始めている。

#### (7 ページ上段)

川口市協働推進委員会の設置について。本委員会である川口市協働推進委員会の設置は川口市協働推進条例第11条で定められている。

設置の目的として、総合的な協働推進のための活動とあり、具体的には、協働推進方針の策定、普及啓発、情報共有の基盤整備などがあげられる。

その中でも「協働推進方針の策定、市と協働するためのルールづくり」は、協働を推進するための土台となるものと考えるが、現状では条例とその手引きの作成にとどまっており、どうすれば協働できるのか、協働の定義など具体的な内容を示したものがなく、市民や職員などに対する啓発が十分とは言えない状況にある。

(7ページ下段)

今後、当委員会において諮問事項の審議をいただく上で、整理すると、目指す姿として、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことであり、そのためには、市と市民等との協働が必要となる。

本市では、協働推進するために様々な施策を実施してきたが、平成24年に協働推進条例が制定されてから10年以上が経過し、様々な施策を実施してきたにもかかわらず、まだまだ市民や市の各部署内、関係機関などで協働の意識が深く浸透しているとは言えない現状がある。

協働の意識を深く浸透させるためには、協働のルールや方針をわかりやすく理解できるようにすることが必要と考えられるが、現状では条例やその手引きにとどまっており、協働に関する定義やルールが不明瞭であることが課題であると考えられる。

そこで、市民の方々や関係機関などが協働を理解し、進みやすくするためのルールや仕組みづくりについて、本委員会で議論を進めていただきたいと考えている。

○議長

説明内容について意見があるか。

○委員

私自身、関東に来た2002年から、埼玉のこのような取り組みを多く拝見してきた。ボランティアを育て、市と連携して様々な施策を行う姿勢というのは本当に今回勉強させていただいた。

質問させていただきたいのが、資料3の5ページ上段の中で、グローバルフラット化と使われているが、どのような意味かを教えていただければと思う。

また、5ページの下段にある、ボランティアポイント制度、非常に面白い取り組みだが、ポイントを獲得したことによってどのようなメリットがあるの

か、教えていただきたい。

#### ○事務局

1点目のグローバルフラット化については、こちらに書いてあるように情報化が進んでいる社会環境の変化で、外国籍住民や男女問わず誰もが活躍できる世界となっていくことを指している。

#### ○委員

そういう意味でフラット化という言葉が使われている。私はこの言葉を聞いたときに、グローバル化多様化が浸透してフラットになったと捉えた。おそらく現状はそうではないのではないかという気持ちで、この言葉を見ていた。

#### ○事務局

2点目のボランティアポイント制度は、青少年ボランティア育成事業においてボランティアをすることで、ポイントを付与しており、ポイントがたまると、川口市立グリーンセンターの無料招待券や川口市立科学館プラネタリウム無料観覧券を差し上げている。

#### ○委員

先ほどの自己紹介の中で有償ボランティアの団体という紹介があったが、原則ボランティアは無償ということが当たり前、ボランティアは無償という考え方があまりにも根強くありすぎて、できるだけ安上がりにとというのがボランティアと感じられてしまう。ボランティアイコール無償という考え方をまず変えていかないといけない。ボランティアに参加する方ももちろんお金が欲しいわけではないが、無償という考え方は、少し工夫していかないと、ボランティアが定着していく、また広めていくことは難しいと感じた。

○議長

海外にいと、ボランティアは無償ではないと肌で感じる。日本の皆さんはやはりボランティアという言葉自体が無償として考えている。市の中でも多分同じような考え方が浸透しているのではないかと考えられるので、委員の発言は要点をついていると思う。

○事務局

1点補足だが、市民活動助成事業の中でも有償ボランティアという項目があり、有償で活動していただくようなものは認めている。また、NPO法人は収益を活動費に充てるため収益事業の実施が認められており、考え方は変化しているとは思いますが、まだまだ、ボランティアイコール無償という考え方はあると考えられるため、意識改革は必要であると考えている。

○議長

市民の中でも同様に考える方が多くいると思う。そこから変えていかないといけない。

○委員

今の意見に賛成である。また、川口市協働推進条例が理念条例と言われているが、おそらく理念だけではないと思う。やはり具体的な情報に落とし込まなければならぬ。最後に結論でルールが不明確、協働に関する定義、ルールを明確化する必要と記載があるが、そのとおりだと思う。

また、2ページの第5次川口市総合計画にある将来都市像だが、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」と書いてあるが、「仕事が輝く」、「しなやか」、「たくましい」とは何を意味しているのか、言葉はわかるが、それは具体的に何かというのが、市民はわからない。おそらく川口市は、広島市や福岡市と比べたら全然目立たないので、やはり何らかの形もう少し動画発信サイト等で考えを発信してもよいのではないかなと思う。もう少し具体的



な情報に落とし込み、子供に聞いてみても良い。具体的に何かわかるように発信する等取り組んでいかなければいけないと思う。ボランティアについても、当然対価として費やしたことに對し感謝の気持ちは必要だと思う。まさに先ほどの協働という言葉には、具体性がない。

マインドマップというのがあるが、「これをやるからこれ、次にこれだからこれ、だから協働だ」というストーリーがない、具体的なストーリーが見えないというのがある。一人ひとりが思い描いてよいと思う。それが認められるものになっていけばよいと思う。

要は具体的な情報に落とし込むこと。最後の7ページに書かれている課題が問題だが、協働に関する定義が漠然として、不明確であることをどうしていくかというもの。「協働に関する定義を明確に」ということを進めていくとよいと思う。

#### ○委員

社会福祉協議会の事業で、有償ボランティア、住民参加型福祉サービスがある。交通費程度の金額で、家事援助のサービスを行うもの。マッチングは社協の職員がする。例えば、粗大ゴミを出す時に、高齢で、玄関前まで出せない場合、その地域の登録ボランティアに依頼して運び出しを行うというようなボランティアである。また、妊婦や産後育休の方に食事を作る、一人暮らしのお年寄りの安否確認として毎日定例的な時間帯に体調を聞くさわやかコールなどの有償ボランティアがある。地域密着型ボランティアという形で、みなさんに参加していただき、活躍活動できるような、生きやすい、住みやすいまちを目指し、有償ボランティアという事業を実施している。

#### ○委員

今各委員の皆さんの意見を聞いて、川口市協働推進条例が、理念条例ということだが、資料3の7ページにある課題の「定義が不明確」というものを突き詰めてこの委員会で検討していけば、理念だけじゃなくて具体論に進ん

でいくように思う。横浜市のように、手続き条例までいくかどうかは別として、この委員会で目指すのは、理念条例から脱却して、より具体的なことの提言を目指していくのか、そこを確認したい。

#### ○事務局

そのとおりである。理念条例という仕組みはできているが、現在は、条例の個別の条文解釈本のみで、協働の内容や考え方というような、協働を考える上での方針・指針・ガイドラインがない状況だ。

しかし、川口市が協働施策を何もしていないということではない。例えばエコライフデイ、毎年6月に環境月間に合わせて、二酸化炭素を減らすための取り組みをしている。無駄な電気を消すなどのチェックをして、二酸化炭素の削減量を測るという取り組みだが、NPO法人与川口市が協働で実施している事業である。

またクリーンタウン作戦、地域のゴミを拾う活動だが、市だけではなく、町会自治会と一緒に協働で実施しており、住民の生活やニーズに合わせた形で施策が進むというメリットがある。このような事業をさらに進めたいと考えており、今後新たに取り組みを考えると、そのためのガイドライン的なものが必要ではないかと考えている。今回の諮問内容でその点に触れている。

#### ○議長

理念から具体的なところということだが、現状例えば、町会長に依頼をし協働で行うとしても、町会自体が高齢化していて、動けないという状況の町会が多々ある。理念では、協働という一言で済んでしまうが、具体的には動かない。具体的な内容を突き詰めてみると動かないというようなことがたくさんあると思う。皆さんの経験や見識をもとに話をいただき、方向性や施策に必要な配慮等を皆さんに考えていただき、施策に反映できればと考えている。

## ○委員

様々なボランティア団体があるが、ボランティア団体自体高齢化が進んでおり、さいたま市の場合でも、継続的に活動できないという例がたくさんある。そのような団体は自然消滅するか活動を停止してしまう。例えば、大学の留学生に日本語教育を提供したり、留学生とのバス旅行を企画したり、大学ができないことをしてくれた団体が、スタッフの高齢化により継続できなくなった。後継を探すのに、さいたま市の国際交流センターや様々な方々に連絡し助けてほしいと動いたことがある。これは一つの例だが、ボランティア団体がそれぞれ抱えている問題、有償無償も大きなポイントになると思うが、そのようなものも含めて、今抱えている問題・課題を正確に把握することが、おそらく市と団体が具体的につながるための一つの切り口になるのではないかと思う。

## ○委員

この諮問においては、ゴールとしてはタイトルの通り、「川口における協働の効果的な推進を実現するための仕組みづくり」について協議すると思うが、今の説明の中では協働の定義をしたり、協働の手法を明確にしたり、考えるためのガイドライン作りをして協働を理解しやすくするということだと思う。協働の定義としては参考資料の2の手引き4ページ7行目に一応あるが、手法をより明確にガイドライン作り、そして仕組みづくりをするのか、私自身まだはっきりとわからないところがあるのと、懸念していることが、現状明確でないからこそ、協働の幅を広げられると思うが、ルールやガイドラインを作ることで協働の幅を狭めてしまわないかという点である。そのあたりはどのような展開をこれから議論していくのか、教えていただきたい。

## ○委員

やれるところからやるしかない。もちろん理念や具体的な項目立てというのが必要で、その成果を見ていかないといけないと思う。指針的なものが一

番大事だと考える。個人的な考えでよいので、意見をいただければと思う。

○議長

総花的にやってしまうと、結論が出しにくい状況なので、もう少し絞るか、あるいは、重要な点を皆さんに指摘をしていただくなどの作業が必要かもしれない。

例えば、ボランティアの方を受け入れる方の状況が各団体で異なると思われる。受け入れられないところに施策を無理矢理押し付けても、難しい話になってしまう。おそらく町会でも全く同じ状況。どこに焦点を絞るとよいのか、当然この施策を進めていく事務局の意見も大事だと思う。私たちが案を出しても実現可能な案でなければ、実際には何も動かないということになる。皆さんも事務局も一緒に考えて、可能な形、意見をぜひこの中に入れ込んで、意見をまとめていきたいと考えている。

次の議論の時にまでにどのような形を事務局が望んでいるのかを含めて、聞かせていただければと思う。

○事務局

ルールづくりについては、完成形ありきの話ではない。またルールを決めたとしても協働が限定的になるわけではない。ただ、協働のルールが不明瞭な状況であるため、協働が進まないという現状があると考えている。協働の考え方を限定的にすることなく、協働に取り組むに当たっての方向性などを、皆さんのご意見をいただきながら最終的に作り上げていければと考えている。

またこの後説明するが、今後の協働推進委員会の中で協働について庁内の職員がどのように考えているのか、他市はどのような形で進めているのかなどの調査も含めて、調査結果を皆さんにお示しした上で、川口の協働のルール作りについて、皆さんと一緒に考えていければと思う。

○議長

別紙1に、今後の会議の進め方があるが、非常に回数が少ないので、その中で何ができるのか考えていただきたい。

#### ○委員

協働推進委員会の中で議論するということだが、例えば、無償でも有償でもよいがボランティア活動という形であっても、活動をするとなれば何らかの品質保証をしなければいけない。例えばお菓子を配るにしても、品質保証しなければいけない。また他の例をあげれば、阪神とオリックスの野球の試合でボランティアが入場整理を行っていた。並んでよい場所といけない場所を伝えるには、責任と権限が必要となる。ボランティアに責任と権限を持たせるには教育が必要になる。何らかの活動をするためには活動してもらう人に責任と権限を与えて作業をしてもらわなければならない。協働推進委員会の中では、様々な視点で自由な議論をするという部分については保障されているということを理解した。

#### ○議長

学校のボランティアを選ぶ場合でも、誰でもよいということではない。危機的な状況を回避する仕組みがなければ、ボランティアを使えないというのは当然ある。様々なボランティアで同じようなことがあると思う。何らかのルールが必要ということだと思う。

#### ○委員

町会・自治会活動で、高齢化というのは非常に問題だと思う。個人的な意見だが、町会・自治会が地域の人たちを巻き込んで協働をするのは面倒なことであり、役員側も高齢化で難しい面がある。加入率が50%以上の町会が少ない現状でどれだけのことができるのか。

やはり、協働するためのコーディネート、前回の委員会の答申でも出ているが、民間を活用しコーディネートをする人を育成すること。例えばシルバー

人材センターで、地域の協働事業に対してコーディネートをする人たちを育成していく。そういう人たちが、自分の地域に限らず、市内の各地域で協働事業をコーディネートする。高齢化はどうしようもない現実なので、元気な高齢者がこのような事業に参画することも考えたかどうかと思う。

#### ○議長

市長もみんなでつくり上げる川口と述べていた。町会を高齢者だけで運営するということは望まれてはいない。若者も高齢者も一緒になって町会を運営していくという形にしたい。施策を進めていく中で、そのようなことも踏まえて、町会に対して幅の広い年齢層へのアプローチが必要なのもかもしれない。長年市長が言われてきたことで、町会に若者を入れてほしいということがある。そのようなことも含めて、考えていけないか。これは今後の皆さんのディスカッションの中で意見をいただき、その中で一番よいものを事務局でまとめていただくという形が一番よいと思う。皆さんの経験に基づいたご意見を多く出していただきたい。まとめるというよりも、皆さんの本当のご自分の経験に基づいた意見をいただいた中で、選んでいけばよいと考えている。

#### ○事務局

限られた回数で時間も少ない中で、皆さんの貴重なご意見をいただく上でも、今後は、案内を差し上げる前に、議長・副議長さんと協議させていただき、当日意見を出しやすいように案内を事前にさせていただく。より効果的に会議を進めるよう、事務局としても調整をするため、ご協力をいただきたい。

(異議なし)

### 7 議事 (2) その他

## ○事務局

委員の皆さんの任期は2年である。その任期内に諮問に対する答申をまとめていただきたいと考えている。年度に1回程度の委員会を開催する予定である。審議の予定については、次回は2月から3月ごろの開催を予定している。事務局より事前に委員会開催のお知らせとともに、テーマに沿った資料を送らせていただく。

なお、本市の協働事業やかわぐち市民パートナーステーションの登録団体の情報については、市のホームページでご覧ご確認いただける。別紙1に該当ページにアクセスできる二次元コードを記載している。必要に応じて確認をお願いしたい。

## 8 閉会（11時20分）

会議の内容については、以上のとおりです。

令和5年11月14日

川口市協働推進委員会委員長

小野寺 秀明

---

川口市協働推進委員会委員

松川 茂夫

---